

著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関するワーキングチーム 報告書構成案

第 1 検討の経緯及び検討課題の概要

1. 検討の経緯
2. 検討課題の概要

第 2 検討の進め方

第 3 検討の前提となる事項の整理

1. 用語・概念
2. 検討対象場面

第 4 検討結果

1. 独占的利用許諾構成

(1) 独占的ライセンスの対抗制度について

ア 独占的ライセンスの対抗制度導入の必要性・許容性

イ 制度設計の方向性について

→事業実施対抗制度、悪意者対抗制度、登録対抗制度の検討結果を整理。

→登録を備えていなければ対抗できない「第三者」に悪意者を含むか否かについての本年度の検討結果について言及予定。

ウ 登録対抗制度の具体的な制度設計について

→登録の代替となる対抗要件を導入することや既存の登録対抗制度を改善して独占的ライセンスの対抗制度として導入することについての検討結果を整理。

エ 契約承継の問題との関係

オ 著作権等管理事業への影響

(2) 独占的ライセンシーに対し差止請求権を付与する制度について

ア 差止請求権付与の正当化根拠

イ 著作権者等の意思への配慮の要否及び方法

→訴訟手続面での配慮の要否については本年度の検討結果に言及予定。

ウ 民法第605条の4の規定との整合性

エ 完全独占的ライセンスと不完全独占的ライセンスの違いについて

オ 施行日前に設定された独占的ライセンスの取扱い

カ 複数人による独占的な利用を認めるライセンスの取扱い

キ 独占的なサブライセンスを受けたサブライセンシーの取扱い

ク 特許法その他の知的財産権法との関係

ケ 差止めの範囲

(3) まとめ

2. 出版権的構成

(1) 独占的ライセンスの対抗制度について

(2) 独占的ライセンシーに対し差止請求権を付与する制度について

ア 著作権者等の意思への配慮の要否及び方法

イ 施行日前に設定された独占的ライセンスの取扱い

ウ 権利の範囲・差止めの範囲

エ 現行出版権制度の各規定との関係

オ 現行出版権制度の取扱い

カ その他

3. 独占的利用許諾構成と出版権的構成の比較

4. その他の構成

第5 まとめ